

渡川流域を対象としたタイムライン検討会 規約（案）

（目的）

第1条 この規約は、台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）を作成することを目的として設置する「渡川流域を対象としたタイムライン検討会」（以下「検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1) 四万十市を対象とした渡川流域における台風等による風水害に備えたタイムラインの作成
- 2) その他必要な事項

（組織構成）

第3条 検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1) 検討会は、別紙に掲げる参加機関の委員をもって構成する。
- 2) 検討会の委員の変更は、必要に応じ、会議に諮って承認を得るものとする。
- 3) 検討会には座長をおき、委員の互選によりこれを定める。
- 4) 座長は会務を総括し、座長に事故等があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代行する。

（ワーキンググループの設置）

第4条 検討会は、ワーキンググループを設置することができる。

ワーキンググループの設置にあたっては、参加機関及び検討事項を定めるものとする。

（会議の招集等）

第5条 検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて委員以外の有識者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（公開）

第6条 会議及び会議配布資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2) 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、座長に確認の上、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所ホームページに公開するものとする。

(検討会の設置期間)

第7条 設置期間は、検討会の所掌事項が達成するまでとする。

(事務局)

第8条 事務局は、別紙に掲げる機関で構成し、国土交通省四国地方整備局
中村河川国道事務所におく。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(規約の改正)

第9条 本規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、検討会においてこれを定める。

(附則)

この規約は、平成27年 月 日から施行する。

別 紙

【参加機関】

四万十市長
四万十市副市長
高知県 幡多土木事務所長
幡多中央消防組合消防本部 消防長
四万十市消防団長
中村警察署長
四国電力(株) 中村支店長
西日本電信電話(株) 高知支店 災害対策室長
土佐くろしお鉄道(株) 総務部長
高知西南交通(株) 総務部長
介護老人保健施設いろは館 事務長
国土交通省 気象庁 高知地方气象台長
国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所長
高知大学 総合研究センター 防災部門長

【事務局】

四万十市
高知県 幡多土木事務所
国土交通省 気象庁 高知地方气象台
国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所